

ケニアにおける模倣品流通に関する調査

[著者] Lusen's Consaltants
[編者] 独立行政法人 日本貿易振興機構
2012年3月発行 禁無断転載

日本貿易振興機構（ジェトロ）
2012年3月

※本レポートは、経済産業省委託事業の一環として作成しております。

略語

ACA	:	模倣品取締機関 (Anti-Counterfeit Agency)
ARIPO	:	アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization)
EAC	:	東アフリカ共同体 (East African Community)
KAM	:	ケニア製造業協会 (Kenya Association of Manufacturers)
KCB	:	ケニア著作権委員会 (Kenya Copyright Board)
KEBS	:	ケニア基準局 (Kenya Bureau of Standards)
KEPHIS	:	ケニア植物衛生検疫所 (Kenya Plant and Health Inspectorate Services)
KIPI	:	ケニア産業財産庁 (Kenya Intellectual Property Institute)
KIPO	:	ケニア産業財産機関 (Kenya Industrial Property Organization)
KIPPRA	:	ケニア公共政策研究分析所 (Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis)
KRA	:	ケニア歳入庁 (Kenya Revenue Authority)
TRIPS	:	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade Related Intellectual Property Rights)
WHO	:	世界保健機関 (World Health Organization)
WIPO	:	世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)
WTO	:	世界貿易機関 (World Trade Organization)

1. エグゼクティブ・サマリー

ケニアは東アフリカ最大の経済を誇り、その規模はおよそ300億米ドルに上る。同国は、エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国（DRC）、タンザニア、ウガンダ及び南スーダンなどの近隣諸国への物品の流通地点として機能している。

知的財産権に関しては、ケニアは、知的財産に関する主要な地域条約及び国際条約の大半に加盟しているにもかかわらず、知的財産権の行使には依然として課題が残っている。ケニアは、知的財産権に商標、意匠登録、著作権、及び特許が含まれることを認めている。しかしながら、多くの地域及び国際条約に加盟しているにもかかわらず、同国の模倣品のレベルは拡大しており、また他の国と同様、模倣品が市場に浸透している。

ケニアは、模倣がケニア及び東アフリカ地域全体において拡大している問題であり、供給及び需要の両側面の懸念に対するフォーカスが必要となっていることを認めている。侵害を受ける製品の種類は、ぜいたく品から基本的な日用品、さらには食品、飲料、医療機器、医薬品、玩具、自動車部品などの健康や安全に直接的な影響を与える品目まで、驚くほど拡大している。模倣者が標的とするのは、動きが速く利益率の高い消費財であり、模倣や海賊行為の対象となる商品は非常に幅広い。例えば、アパレル、デザイナー衣料、腕時計、パーソナルケア製品（石鹸、洗剤、香水、化粧品、靴墨ほか）などの高級消費財；コンピューター、コンピューター・ソフトウェア、コンピューター・ゲーム、音響映像機器、プリンター用トナーカートリッジ、ステレオ機器、携帯電話、レコード、テープなどの消費者用ハイテク電気・電子機器；食品・飲料；自動車用スペア部品、肥料、タバコ、農薬、軍需物資、医療機器、医薬品、乾電池、化学物質などの様々な種類の産業製品；書籍；宝石；ペンその他文房具、などが挙げられる。

ケニアには長く突破しやすい国境があり、一部の模倣品はこの国境を通過して同国に密輸されている。その他の商品は主要な入国地点を経由してくるが、汚職や訓練・意識不足から、同国への流入を許してしまっている。一部の商品は通過貨物として入ってくる

が、輸入書類が国境に到着すると、国境を越えたことを示す印が押された後、商品はそのまま違法なルートを通じて国内に流用される。

このような知財犯罪は、国内産業に影響を及ぼし、雇用を低下させ、組織犯罪との関係を生み出し、国際貿易を妨げ、外国直接投資を排除し、警察当局に重荷を課す。これらの影響は社会の全てのレベルにおいて実感でき、模倣品の影響に対する認識を向上する努力なしに達成できることはほとんどない。

法的に登録されているケニア企業、特に売れ足の速い消費財の製造に携わっているケニア企業の利益率と市場シェアは、模倣品と密貿易の悪影響を受けている。これは地域全体での産業の存続力、雇用、税収、及び消費者の健康に深刻な悪影響を与えている。さらに、東アフリカ共同体市場における密貿易の横行は国内外の投資家にとって主要な障害となっている。模倣品と海賊品は、知的財産権者の国際競争力の喪失、人の健康と安全に対する損害、政府税収の喪失、創造性と技術革新の窒息、及び貿易と投資の競争力の喪失など、他の重大なリスクを与えている。

模倣品の貿易は、脆弱な国境管理（特に密輸に寄与）、不十分な制裁（リスクと報酬のバランスが犯罪者に対して重くされていないために抑止力としては不十分）、及び汚職（現行規則の執行を弱め、行われている管理を蝕む）によって促進されている。また、模倣品の貿易は、消費者の行動によっても促進されている。多くの市場で、消費者は自らが密輸品又は模倣品を購入していることを（外見、価格及び販売場所から）認識しているが、低価格、入手しやすさ及び消費者の購入能力のために、喜んで購入している。

問題を認識したケニア政府は、貿易省及び産業化省を通じて模倣及び海賊行為への取り組みを強化し、2008年には模倣品取締法を制定した。その結果、ケニア製造業協会及びその他の民間部門のプレーヤーによる支持を得て、模倣品取締機関（ACA）が設置された。ACAの機能は本レポートの本文に詳述されているが、大別して次の3つが挙げられる。①啓発キャンペーンを通じて模倣に関連する事項を大衆に啓蒙及び通知する。

②ケニアにおける模倣、模倣品の貿易及びその他の取引と闘う。③模倣品対策の訓練プログラムを考案及び促進する。

しかしながら、急速な技術開発、世界市場の統合及び知識経済の到来という新たな傾向により経済情勢は一変し、新たなビジネスモデルが生まれ、人や機関が情報を生み出し共有する方法に革命が訪れた。知識経済においては、物理的、資本的なものではなく、知的なものに価値が置かれる。模倣の定義の理解度を認識するためにナイロビ及びモンバサ（Mombasa）両市で実施されたアンケート調査では、52%が模倣品（imitation）、17%が低品質品（substandard products）、14%が偽造品（fake）、17%がよくわからないと答えた¹（ここでは、「模倣品」は、真正品よりも安価で販売されている侵害品を、「偽造品」は真正品と同価格で販売されている侵害品を意味する）。

新たに生じた問題に対応して、ケニアは知的財産権保護に適用される複数の国内法律文書を制定している。2008年模倣品取締法及びその規則が実施される前に使用されていた主な法的手段は、(a) 2001年工業所有権法No.3 (b) 2001年著作権法No.2 (c) ケニア法第506章 1955年商標法及びその2002年改訂法 (d) ケニア法第326章 種子及び植物品種法 (e) ケニア法第505章 取引表示法 (f) ケニア法第496章 基準法 (g) 度量衡法 (h) 万国著作権条約 (i) コモンロー、刑法、及び刑事訴訟法などが挙げられる。2008年模倣品取締法は、商標法や刑事訴訟法など、これらの一部に従属しており、また、その他を補足している。

これらの法律文書の執行は、複数の機関による共同責任となっている。それらの機関とは、(a) ケニア著作権局が属する司法長官室の登録係官局 (b) ケニア産業財産庁（KIPI） (c) ケニア歳入庁（KRA）の税関部門 (d) ケニア基準局（KEBS） (e) 貿易省の度量衡部門 (f) ケニア植物衛生検疫所（KEPHIS）である。

¹ KIPPRA(Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis ケニア公共政策研究分析所) 調査

日本企業を含め、ケニアにプレゼンスを持たない外国企業は、国内市場向けのライセンス又は代理人を指名する必要がある。その後、KIPI に知的財産権を登録し、知的財産が最新であることを確保する。多くのブランド所有者にとって、ケニアは「小さい市場」であり、わざわざ手間をかけて知的財産権を登録したり登録された権利を最新状態で維持したりする必要はないと考えられているため、これはあまり成果をあげられていない。外国企業が模倣品と闘う最良の方法は、商標またはブランド名を国内で KIPI に登録することである。外国企業は、ケニアの弁護士を利用して知的財産権を登録できる。ケニアの多くの法律事務所が知的財産権に特化しており、常に市場を監視し、侵害発生時にはクライアントの代わりに関係当局に報告している。これらの法律事務所の一部は本報告書の本文にて記載している。

多くの関係者にとってこれが重要な話題であることを当社は認識している。当社がこの調査を終えた時点で、その他の多くの利害関係者が、同じ問題、すなわちケニア及び東アフリカの状況に関する研究をしていたが、未だ発表されていないため、それらの結果についてはまだ知らされていない。

2. 序論

ケニア及び地域経済

ケニアは東アフリカ最大の経済を誇り、その規模はおよそ300億米ドルに上る。その製造部門は強力かつ影響力があり、その代表がケニア製造業協会（KAM）である。また、ケニアは、エチオピア、ルワンダ、コンゴ民主共和国（DRC）、タンザニア、ウガンダ及び南スーダンなど、東アフリカ及び中央アフリカ地域全体への戦略的玄関口でもあり、そのために模倣品対策という課題を抱えている。ケニアの主な輸入品としては、石油、機械、自動車及びスペア部品、金属、プラスチック及び電気・電子機器などがある。ケニアの主な輸入元としてはアジアが支配的で、2010年には総輸入額のうち59.9%を占めた。2010年、中国からの輸入は61.9%増加、インドからの輸入も24%増加と大幅な伸びを示した。韓国からの輸入も84%増加と、大幅に増加している。インド及びアラブ首長国連邦（UAE）は、ケニアにとって最大の輸入相手国で、例えば2010年は、両国ともに総輸入価額の20%以上を占めていた（表2を参照のこと）。他の主要相手国としては、COMESA（東南部アフリカ経済共同体、Common Market for Eastern and Southern Africa）地域、サウジアラビア、南アフリカ、日本及び米国などがある。日本からケニアへの輸入価額及び市場占有率を、以下の表1及び表2に示す。最近では、ケニアにおける模倣品対策及び海賊版対策が、一貫した注目を集めている。KAM及びその他の民間部プレーヤーによる支援を得て、政府は貿易省及び産業化省を通じて模倣及び海賊行為への取り組みを強化し、2008年には模倣品取締法の制定を達成した。

表1：日本からの輸入（2010年及び2011年）

年 期間/ パートナー	2010			2011		
	日本	世界	シェア (%)	日本	世界	シェア (%)
年間	58,244,154,168	947,381,944,338	6.1	38,049,581,951	832,945,187,264	4.6
1月	3,250,346,900	70,900,441,118	4.6	2,984,884,882	90,525,044,371	3.3
2月	3,468,465,111	60,327,580,231	5.7	3,913,895,203	85,558,415,881	4.6
3月	4,900,781,615	75,233,425,318	6.5	4,363,152,568	109,717,757,482	4.0
4月	5,587,866,587	72,107,338,257	7.7	3,643,586,530	86,988,110,681	4.2
5月	4,128,385,503	80,316,753,852	5.1	5,412,841,240	116,829,989,872	4.6
6月	4,210,510,010	79,208,220,043	5.3	4,308,387,170	104,304,796,427	4.1
7月	3,867,333,699	80,566,219,336	4.8	4,794,404,556	102,898,392,351	4.7
8月	4,857,239,650	73,016,164,480	6.7	8,628,429,801	136,122,680,199	6.3
9月	4,726,146,223	88,640,259,203	5.3			
10月	3,809,486,950	82,681,878,897	4.6			
11月	4,995,839,804	90,971,706,277	5.5			
12月	10,441,752,116	93,411,694,641	11.2			

※単位はケニアシリング

出典：ケニア国家統計局（Kenya National Bureau of Statistics）

表2：ケニアの主な輸入先－2010年8月から2011年8月

	UAE	英国	南アフリ カ	サウジア ラビア	日本	インド	米国	ドイツ	オランダ	フランス	中国
2010年											
8月	6,386	2,340	4,667	1,174	4,857	8,381	2,385	2,087	1,300	1,261	10,093
9月	11,045	2,514	5,412	868	4,726	7,440	4,077	2,501	1,576	1,692	14,055
10月	12,441	2,365	4,832	2,256	3,809	10,337	2,708	2,229	1,364	1,585	14,483
11月	7,398	5,847	5,010	5,499	4,996	8,557	2,967	2,124	2,225	2,369	12,871
12月	7,592	3,556	6,627	1,943	10,442	11,810	6,159	2,163	969	2,667	10,667
2011年											
1月	12,596	2,269	5,353	1,843	2,985	14,665	2,410	1,893	2,291	1,610	8,513
2月	12,083	2,379	5,016	1,032	3,914	11,783	2,336	2,174	1,418	1,474	8,735
3月	18,716	3,141	7,883	1,889	4,363	11,815	5,670	2,452	1,082	1,527	10,810
4月	13,198	3,055	6,096	1,748	3,664	11,904	2,254	2,251	2,279	1,376	8,522
5月	18,034	4,901	5,179	3,183	5,413	15,160	3,190	2,726	2,112	1,280	15,476
6月	18,393	3,144	5,071	6,156	4,308	11,159	3,051	3,112	1,865	1,497	11,721
7月	12,466	3,541	6,943	1,853	4,794	10,152	4,365	3,322	1,403	1,520	11,283
8月	21,191	4,730	5,518	3,891	8,628	11,048	3,425	2,752	3,374	1,9330	12,237

※単位は 100 万ケニアシリング

出典：ケニア歳入庁（KRA）

表 3 : 経済部門別の輸入

金額 (単位 : 100 万ケニアシリング)														
	2010 年						2011 年							
	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
食品・飲料	4,754.1	9,542.1	5,784.2	6,639.3	5,702.7	70,771.4	6,000.0	4,762.9	7,129.8	4,998.7	5,598.8	7,355.0	9,994.6	11,741
工業用品 (食品以外)	26,386.8	25,891.8	25,022.0	29,618.6	28,414.1	298,939.0	30,020.9	31,054.0	35,612.7	27,985.2	33,055.5	35,038.0	35,494.3	40,571
燃料・潤滑油	13,624.3	17,091.9	19,039.1	17,115.6	21,738.6	207,934.8	26,781.0	23,127.3	30,173.4	23,193.7	34,727	28,368.0	22,221.0	41,869
機械・その他資本設備	14,157.7	20,581.2	16,404.8	19,647.1	17,397.2	177,137.1	14,299.2	13,689.6	17,646.8	16,088.6	20,959.7	15,016.0	15,200.6	1,848
輸送機器	7,371.4	8,211.3	9,929.3	22,307.9	12,696.3	130,872.8	6,690.7	6,077.0	11,858.6	7,493.9	13,583.0	9,251.0	11,809.5	15,033
他に分類されない消費財	5,193.6	7,200.2	6,441.5	7,141.2	7,437.7	72,247.5	6,639.7	6,617.5	7,075.5	6,372.8	7,935.5	8,857.0	7,775.1	8,760
他に分類されない物品	8.4	122.1	58.0	225.2	25.1	1,528.8	96.4	230.0	236.2	855.0	1,015.2	420.0	1,123.3	300
合計	73,016.2	88,640.5	82,679.8	102,724.9	93,411.7	959,431.5	90,527.8	85,558.4	109,732.9	86,987.9	116,830.0	104,305.0	102,898.4	136,123.7
比率 (単位 : %)														
食品・飲料	6.51	10.76	7.00	6.46	6.10	7.38	6.63	5.57	6.50	5.75	4.97	7.05	9.71	8.63
工業用品 (食糧以外)	36.14	29.21	30.26	28.83	30.42	31.16	33.16	36.30	32.45	32.17	28.29	33.57	34.49	29.80
燃料・潤滑油	18.66	19.28	23.03	16.66	23.27	21.67	29.58	27.03	27.50	26.66	29.72	27.20	21.60	30.76
機械・その他資本設備	20.49	23.22	19.84	19.13	18.62	18.46	15.80	16.00	16.08	18.05	17.94	14.40	14.77	13.11
輸送機器	10.10	9.26	12.01	21.72	13.59	13.64	7.39	7.10	10.81	8.61	11.59	8.87	10.78	11.04
他に分類されない消費財	8.10	8.12	7.71	6.95	7.96	7.53	7.33	7.73	6.45	7.33	6.79	8.49	7.56	6.44
他に分類されない物品	0.01	0.14	0.07	0.25	0.03	0.16	0.11	0.27	0.22	0.98	0.87	0.40	1.09	0.22
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典 : 貿易年次報告書 - 関税局

東アフリカ地域

東アフリカ共同体（EAC）は、2010年に共同市場に参入した。結果として貿易障壁が取り除かれ、最終的には商品の動きが事実上自由になったため、模倣品を含む商品の国境をまたぐ移動の問題が複雑になり、同地域は今や、模倣品の主要市場となっている。これは一部には同問題に取り組むための有効な制度や協調した地域のアプローチが不足しているためである。EAC地域内でも国ごとに、模倣品対策のアプローチや優先順位が異なっている。脅威の成長に伴い、EAC加盟国政府は、同地域に模倣品を輸出している国との交渉を行い、模倣品を元から断つ取り組みを行うように圧力をかける必要が生じている。東アフリカ共同体税関管理法では模倣品の輸入が禁じられており、実際税関職員には模倣品を押収する権限が与えられているが、歳入徴収官としての税関職員の重視及び訓練・能力の不足のため、同法の実施は有効でない。

3. ケニアにおける知的財産権及び模倣品問題

ケニアの知的財産に関する地域条約及び国際条約への加盟

ケニアは、知的財産に関する主要な地域条約及び国際条約の大半に加盟しているにもかかわらず、知的財産権の行使には依然として課題が残っている。同国は、1970年世界知的所有権機関（WIPO）設立条約及びパリ条約（1883年工業所有権の保護に関する国際条約）に加盟している。アフリカ知的財産機関（OAPI、African Intellectual Property Organisation）は、ケニアにおける特許、商標及び著作権保護についてのさらなる見通しを統合しているが、その行使及び協調手順のテストは未だに行われていない。ケニアはまた、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）、商標法条約（1994年）、ケニアを含む全ての国における知的財産権の基本となっている1995年知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）、ハラレ議定書、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約、Union for the Protection of New Varieties of Plants）のメンバーでもある。また、標章の国際登録に関するマドリッド協定にも署名している。しかしながら、その他の東アフリカ共同体（EAC）加盟国（ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ）は、これらの条約・協定などには加盟していない。

1994年に作成された世界貿易機関（WTO）のTRIPS協定は、1995年1月に発効した。これによりWTO加盟国は、TRIPS協定の要件及びWIPOのガイドラインに準拠するための最低基準を自国の特許法に導入することを義務付けられた。その目的は、特許を含む知的財産権の保護及び行使のためである。ケニアは、1995年1月よりWTOの創立メンバーであり、かつては関税及び貿易に関する一般協定（GATT、General Agreement on Tariffs & Trade、1947年）の加盟国だった。ケニアは、WTOのもとでの途上国として、TRIPS協定に準拠した知的財産権登録の実施が義務付けられていた。ケニア産業財産機関（KIPO）は今や、ケニア産業財産庁（KIPI）に名前を替え、TRIPS協定に基づく義務を満たす方法として、産業財産法の審査手順を開始している。

模倣行為の影響

多くの地域及び国際条約に加盟・署名しているにもかかわらず、同国の模倣品のレベルはエスカレートしており、また他の国と同様、疑うことを知らない消費者が重大な健康・安全リスクにさらされるほどに模倣品が市場に浸透しているため、一大ビジネスとなっている。商品の模倣並びに、模倣品、ラベル及びパッケージの取引によって、ブランド名で販売された真正品（本物）の模倣品が流通する。模倣品、すなわち複製品又は真正品に似せて模倣された商品、ラベル及びパッケージが、ケニアの消費者、イノベーター及び貿易業者にとって、大きな問題になりつつある。それらは、品質、原産地又は合法性に関して、消費者を混乱させる又は詐取することを目的に作られている。ケニア製造業協会（KAM）の概算によると、ケニアで販売されている全製品のうち、模倣品の割合は25%を占めている。

ケニアで知的財産法が成立する前は、知的財産権はあまり多くのケニア人に知られておらず、むしろ知的財産を侵害する模倣品及びサービスは通常安価であると言う事実で誘惑されていた。それでも現在では、KIPI（すなわちケニアの商標局及び特許局）並びにケニア著作権委員会（KCB）の取り組みによって、知的財産の認識度は高まっている。今日では、2004年著作権法、2002年商標法及び2001年工業所有権法、2008年模倣品取締法及びその規則、2002年取引表示法、度量衡法がすべて、同国内の知的財産権について規定しており、権利所有者（多くの場合企業）が差し止め命令や侵害者からの損害賠償を得る際には、これらの法律が適用されている。

4. 知的財産権の種類

知的財産権は、次の4つの種類に分類される。(a) 商標、(b) 意匠、(c) 著作権、(d) 特許。

商標

商標とは、ある製造業者又は販売者の商品を、別の人物又は主体によって製造又は販売される商品と差別化する目的で使用されるシンボル、言葉、ロゴ、形、ジングル又は名称のことを指す。商標は、商品又はサービスに、競合商品から区別するための認識可能な独自性を提供するために使用される。商標は、ブランドのマーケティングアイデンティティを構築する独特の構成要素を保護する。国内又は国際的に登録可能であり、シンボル® の使用が可能になり、また差し止め及び／又は損害賠償が請求可能な訴訟によって取り締まられる。模倣の事例においては、税関、警察、顧客保護機関などの当局がアシストできる。登録商標の後には、TM の文字が付けられる。競合他社が同一の又は類似の名前を用いて同一の又は類似の分野で取引を行っている場合、裁判所で取り締まられる。

意匠

意匠は、新規な形やパターンによって差別化された商品を保護するために使用される。登録には意匠そのものが新しくなければならないが、テストマーケティングのために1年間のグレースピリオドが認められている。新しい形態が著作権で保護される場合、意匠登録を行うことはできない。

著作権

著作権は、独自のクリエイティブな作品、出版物、音楽の録音、映像及び放送を保護するために使用されるもので、制作と同時に発生し、訴訟によって取り締まられる。2001年ケニア著作権法のもとでは、「作品に独自の特徴」及び形態「を与えるための十分な取り組みが行われている」場合、著作権は文学、音楽及び芸術作品に存続する。

著作権法は、アイデア（情報、事実、知識又は概念）の表現を保護する。これには、文学、演劇、芸術、音楽、電子及び視聴覚作品の創造者及び出版者の知的立場や経済的生活を含む。著作権法は記録メディアから切り離して存在しており、そのため許可のない限定的複製（写真複製、スキャン、ダウンロード）は可能であるが、複製物の購入によって著作権は発生しない。また、アイデアは著作権で保護されない。さらに、タイトル、スローガン又はフレーズに対する著作権は存在しない。これらは商標として登録されるためである。著作権はインターネット上にも適用されている。

特許

特許とは、国家（国家政府）によって発明者又はその代理人に、発明の公開と引き換えに期間限定で付与される一連の独占的権利である。特許は、出願の時点で、発明がそれまでに行われていたことを考慮しても明らかでないこと、公知でないこと、および世界中のどの場所においても公開されていないことを前提に、イノベーション²に対して付与され、新商品、プロセス及び使用方法の保護に使用される。その目的は技術革新にあるが、例えば自身の作動速度を向上させる機械のような、漸進的な小規模の進歩も対象となる。発明は、実用的な目的を有さなければならない。特許は、国内全体を範囲として登録可能であり、出願日より 20 年間有効である。特許権所有者には、登録により、他者による登録された発明の作成、使用、販売又は輸入を 20 年間阻止する権利が与えられる。

² TRIPS 協定第 27 条

5. 模倣の定義（侵害の種類と形態）

定義

2008年ケニア模倣品取締法の定義によると、模倣とは、ケニア内外を問わず、あらゆる品目の製造、生産、梱包、再梱包、表示又は製作であって、これによって模倣品が保護された商品と同一又は非常に類似した複製物となるような方法で、またそのような程度まで、保護された商品が模倣されるものを指す。この定義は、模倣品、混同を意図した商品を対象としている。模倣は、基本的に、製品、商品又はサービスが真正であると消費者を故意に欺く意図をもって製品が他者の商品（通常は著名商品）とほぼ同一のもの（又はほとんど同じ模倣若しくは複製）につくられるという知的財産権の窃盗である。しかしながら、模倣は、商品の品質が劣っていることを意味するわけではない。一部の模倣品は真正品と同等の品質で持つ場合もあるからである。模倣品業者は確立したブランドの信用／評判を利用し、模倣品は模倣される製品の高い価格を利用する意図をもって製造されていることが多い。このような製品は通常、禁制品、偽造品又は複製品と呼ばれる。模倣という言葉は、多くの場合、並びに芸術作品、衣服、ソフトウェア、医薬品、腕時計、スペア部品、電子機器、会社ロゴ、及びブランドの模倣だけでなく文書の偽造も示している。法律は、模倣品を模倣活動の結果生じた商品として定義しており、商標法、著作権法、工業所有権法及び種子及び植物品種法によって与えられる知的財産権を認めている³。また、所有者とは、自身の名義で知的財産を行使する権利を有する人物として定義される。また、同法のもとでの原告には、権利所有者、権利相続人、被許諾者又は代理人が含まれる。

模倣品取引とは、製造業者が販売したくない市場に輸入された合法的な商品に類似した、非常に類似した、又は同一の商品、技術、及び関連サービスの生産及び販売のことを指す。模倣品は、他の会社又は個人のイノベーション及び知的財産を侵害し不法に適用する無節操な取引業者によって製造、処理又は供給されるものである。

³ Margaret A Odiambo,

商品の模倣は、ある商品を別のものとして販売するという消費者への欺瞞の一形態である。これは、ライセンスされた素材の権限のない譲渡（例えば音楽や動画の電子的共有など）を伴う著作権侵害とは異なる。典型的には、組織的取引の発生以来、二流の商品が高品質な商品と偽って提供されてきたが、最近のグローバル化の波を受けて、この慣行に新たな意味と規模が加わっている。「外部委託」の出現により、先進国の企業は、商品の研究、設計及びマーケティングにおける責任を負う一方で、実際の商品の製造は、生産的ながらも安価な労働力を持つ国で行われている。こういった製造国は一般的に貧しく、監督能力は低い。

模倣者は、オリジナルの模倣のプロフェッショナルである。一見しただけでは、真正品と模倣品を見分けることはほとんど不可能である。そのため、消費者はこれらの低品質商品を、だまされて購入してしまうことが多い。模倣者の大半は、低所得者を対象に、少量パック製品の生産に特化していることが多い。

模倣おもちゃ製造業者は、窒息の危険性や有害塗料には注意を払っていないことが多い。模倣自動車部品は、合法的な相手が行っている厳しい安全試験の対象とならない。安価な素材及び技量が原因で、模倣電池やたばこ用ライターは、爆発しやすい。模倣医薬品は、有効成分を全く含んでいなくてもよい。さらに悪いことに、これには低品質の成分が含まれる可能性があるため、標的の病原菌に抗力が付いてしまう。このように、世界のどんな場所での模倣品の蔓延も、世界中の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。

電子機器の模倣品は最もよく遭遇する模倣品の1つであり、医薬品の模倣品も増加している。しかし、最も一般的な模倣品のクラスは、アパレル、すなわち、衣料品、装飾品及び靴である。模倣デザイナーハンドバッグによる安全上の問題は、薄いペニシリンほど明確ではないが、全ての模倣品は、国内及び世界において、公共の利益のために取引を規制する取り組みを損なうものである。例えば、模倣品は、問題のある検査の回避及び輸入税の回避の両方の目的で、密輸されることが多い。一般的に不規則に販売されるため、消費税が回避される。税金回避によって模倣品の価格が極めて安価になると同

時に、ディーラーの収益も魅力的なものになる。真正品の販売にとって代わるため、税基盤が損なわれ、その結果、誰もが利用可能な公共サービスに影響が及ぶ。

模倣品取締機関（ACA）が模倣の定義に関する理解度を知るためにナイロビの市外中心地及びモンバサ（Mombasa）で調査を実施した。その回答は以下の通りであった。

模倣の定義に関する回答	割合（％）
模倣品	52%
低品質品	17%
偽造品	14%
分からない	17%

※ 表中では、「模倣品」は、真正品よりも安価で販売されている侵害品を、「偽造品」は真正品と同価格で販売されている侵害品を意味する。

侵害の形態と種類

知的財産の侵害は、人物又は主体が、他の人物の知的財産に対する占有権を侵害した際に発生する。知的財産侵害の一般的な種類としては、特許、著作権、商標及び企業秘密の侵害などがある。一般的に、ある人物が知的財産に関する特許を受ける場合、その人物は何かを発明している。発明又は機械設計は特許であるため商標保護は使用されない。また、短編小説や作曲などの創造的作品も、著作権によって保護されるため商標保護は使用されない。

ケニアでは、以下に示す3つのカテゴリーの模倣品が、広く特定されている。

- ・ 国内製造の模倣品は、主にナイロビで生産されており、洗剤、歯磨き粉、靴墨、セメント、ヘア及びボディークリームなどのローテク商品から成る。国内で生産される禁制品の大半は、カリオバンギ（Kariobangi）地区の軽工業及びその他類似した路地裏で生産されている。産業からのビスケット、ジュース及び調理用脂肪などの食品は、清潔な状況で生産されていないため、消費者に健康リスクを突き付けている。

- 輸入模倣品は、電子機器、携帯電話、及び医薬品、予備部品、タイヤなどから成る。
- 需要に応じて生産された模倣品（委託製造模倣品）は、国内の模倣者が代理生産を行う国外企業に特定の商品仕様を提供して、注文に応じて生産されるものである。これは、たばこ及び市販の医薬品の一部のクラスにおいて一般的である。この場合、模倣品の輸入業者は、検知されないように、商品とラベルを個別に輸入し、商品が国内にきてからラベル付をしている。中国が、この種類の模倣品の主な出所である。

6. ケニアにおける知的財産法及び政府の政策

ケニアにおける知的財産権に関する法律の概要

ケニアにおける知的財産権の管理は、複数の機関による共同責任となっている。それらの機関とは、(a) ケニア著作権委員会 (KCB) が所属する司法長官室の登録係官局 (b) ケニア産業財産庁 (KIPI) (c) ケニア歳入庁 (KRA) の税関部門 (d) ケニア基準局 (KEBS) (e) 貿易省の度量衡部門 (f) ケニア植物衛生検疫所 (KEPHIS) である。

ケニアには、知的財産権の保護を支配する国内の法的手段が複数存在する。2008年模倣品取締法及びその規則が実施される前に使用されていた主な法的手段は、(a) 2001年工業所有権法No.3 (b) 2001年著作権法No.2 (c) ケニア法第506章 1955年商標法及びその2002年改訂法 (d) ケニア法第326章 種子及び植物品種法 (e) ケニア法第505章 取引表示法 (f) ケニア法第496章 基準法 (g) 度量衡法 (h) 万国著作権条約 (i) コモンロー、刑法、及び刑事訴訟法などが挙げられる。2008年模倣品取締法は、商標法や刑事訴訟法など、これらの一部に従属しており、また、その他を補足している。

官民パートナーシップ

何年もの間、模倣及び海賊行為に対処するために、いくつかの試みが行われてきた。そのようなイニシアティブの1つに、模倣行為及び海賊行為に立ち向かう取り締まり及び監視部門がある。同機関は、警察、度量衡部門、KEBS、KIPI、KCBなどの他の法執行機関ならびに民間部門の権利所有者と協力して、国内での模倣行為及び海賊行為に対処している。

知的財産権の取り締まりは、権利所有者と様々な政府機関の間の共同の取り組みである。その良い例が、模倣品及び低品質品取締事務局である。これはKRAに所属する部門であり、度量衡部門、KEBS、KIPI、KCB、及び貿易部門などの他の政府部門からメンバーを集めている。また、ケニア製造業協会 (KAM) や音楽プロデューサーなどの民間部門からのメンバーが所属していたこともある。この事務局は、ケニアにおける

様々な模倣及び海賊行為の問題に対処するために設置された。同事務局は、様々な場所で行われた強制捜査をうまく実施し、商品を押収し、事例を裁判所に持ち込んだ。しかしながら、業界内の様々な利害関係者のルーズな集団として機能するための適切な法体系を事務局に付与する必要があった。

著作権の領域においては、KCBが、ソフトウェア業界における主要な利害関係者と共同で、著作権及び関連する権利に関するトレーニングを実施してきた。これは現在も進行中であり、法執行機関、政府部門、権利所有者、使用者及び大衆の啓蒙を対象とする予定である。KCBは、その設立以来、マイクロソフト東アフリカとともに、税関及び警察、政府高官、メディア及び使用者を対象に、啓蒙ワークショップやセミナーを8回以上実施してきた。

外国企業による模倣品対策

日本企業を含め、ケニアにプレゼンスを持たない外国企業は、国内市場向けのライセンス又は代理人を指名する必要がある。その後、KIPI に知的財産権を登録し、知的財産が最新であることを確保する。多くのブランドオーナーにとって、ケニアは「小さい市場」であり、わざわざ手間をかけて所有権の登録や最新に維持することをする必要はないと考えられているため、これはあまりうまくいっていない。外国企業が模倣品と闘う最良の方法は、商標またはブランド名を国内で KIPI に登録することである。

外国企業は、ケニアの弁護士を利用して知的財産権を登録できる。ケニアの多くの法律事務所が知的財産権に特化しており、常に市場を監視し、侵害発生時にはクライアントの代わりに関連当局に報告している。ケニアでは、多数の弁護士が知的財産権を専門としている。その中には、以下のような事務所がある。

法律事務所	連絡先
Naikuni Ngaah & Miencha Co Advocates	電話 : +254-02-0316037 住所 : Embassy House, 1 st Floor, Opp. Sheria House, P.O.Box 4916-00100 URL : http://www.nnm.co.ke/index.html
Iseme, Kamau & Maema Advocates	電話 : +254-20- 2711021 住所 : IKM Place, Tower A, 5 th Floor 5 th Ngong Avenue, off Bishops Road P.O. Box 11866-00400, Nairobi URL : http://ikm.co.ke/
Mohammed Muigai Advocates	住所 : K-Rep Centre, 4 th Floor Wood Avenue, off Lenana Road P.O. Box 61323-00200, Nairobi

2008年模倣品取締法⁴及びその規則

2008年模倣品取締法は、2008年12月24日に大統領による承諾を受け、2009年7月7日に発効した（法令通知2009年第115号参照）。その目的は、模倣品の取引を禁止すること、および官民両部門からの代表者による模倣品取締機関（ACA）の設立を規定することである。ACAの機能は、ケニアにおける模倣、模倣品の貿易及びその他の取引との闘い、模倣対策に関するトレーニングプログラムの策定及び促進、模倣対策に関与する全国、地域又は国際組織との連携などである。同法第35条では、模倣品の輸入者に対する訴訟の提起が異常に高価であることを認識した中小規模の企業及び製造業者の負担を制限するための審判所の設置を規定している。同法ではまた、産業、政府

⁴ www.kenyalaw.org を参照のこと。

省庁及び企業からの代表者によって構成される警察機関として行動することが任務の委員会の設置を勧告している。取り上げる価値のあるもう 1 つの規定として、ACA の常務理事 (Executive Director) 及び KRA 検査長官に、模倣品の積荷を押収し、それらを裁判で保税倉庫に入れる権限を与えている。

同法は、初犯者には 5 年間の懲役又は商品の小売価値の 3 倍に等しい罰金、及び再犯者には、15 年間の懲役又は商品の小売価値の 5 倍に等しい罰金、又はその併科などの厳罰を課している。同法により検査官は、あらゆる敷地や自動車に立ち入り、模倣品を捜索及び押収する権限を与えられており、また令状なしで容疑者を逮捕できる権限も有している。一方で、KRA は、知的財産権所有者による申し立てに応じて、模倣品を押収する権限を与えられている。模倣品取締法のもとの罰則は、過去の知的財産権法に比べると、大幅に懲罰的なものとなっている。

また、同法の規定によると、任務遂行中の検査官を妨害する人物、検査官の要件に従わない人物、検査官への支援／情報を提供しない人物又は検査官に誤った情報を提供する人物は、3年以下の懲役又は200万ケニアシリングの罰金、又はその両方を課せられる。

弱点

同法は、違反の程度によらない施設内処遇の義務を規定しておらず、また最低の罰則も規定していない。その結果、裁判所の裁量が大きすぎる。さらに同法は、模倣の規模又は活動が消費者に与える危険性(例えば食品や医薬品など)に応じて強制的な懲役期間を課していない。また、貿易業者に対して、サプライヤーの身元の開示や追跡の目的での契約詳細の保持を強制していない。同様に、KEBSや度量衡部門などの機関は、能力不足及び汚職が原因で、成功を収めていない。同法はまた、莫大な利益を得ているために現在の罰則は事業場の出費に過ぎないと考えている模倣者を阻止するほどに十分な罰則を規定していない。同法には、上述の定義は、2001年産業財産権法のもとの規定(すなわち並行輸入、強制実施、政府もしくは第三者による利用、又は緊急事例など)に影響を及ぼさないと明記されている。

2001年工業所有権法（IPA）⁵

工業所有権法は、ケニアにおける産業財産権法が、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び特許協力条約（PCT条約）の規定と歩調を合わせることを確保するために、2001年に可決された。同法は、工業意匠、実用新案、テクノロジー、商標/サービスマーク、及び工業所有権のその他の側面の保護について規定している。

KIPIは、特許及び工業意匠を管理するための独立法定機関として工業所有権法（第3条及び第5条）に基づいて設立されたが、工業所有権の侵害とは異なる模倣には対処していない。同法は、工業所有権審判所に限定的な執行権限を与えているが、その権限は商標及び著作権を除く工業所有権に関する事項に厳しく限定されている。2002年5月2日、KIPIが工業化省の下に設立され、工業所有権の出願の検討及び付与、ケニアの創作力及び技術革新の促進⁶、並びに技術的・経済的発展のための工業所有権情報の国民への提供を行うものとされた。同庁はかつて、ケニア産業財産機関（KIPO）として存在していた。KIPOは、ケニア法第509章工業所有権法の制定後、1990年2月に設置された。工業所有権法はまた、審判所に対し、同法の実施に起因する紛争に対処するよう規定している。審判所は、民事事件に対する判決を下すこと、並びに工業所有権の侵害に対して同法で法律が規定し得る差止命令、損害賠償、及びその他の救済措置など、適切な救済措置を認めることを義務付けられている。同法はまた、侵害に対する刑事制裁についても規定している。

弱点 – 予備部品

同法の大きな弱点は、日本の貿易イニシアティブにとって関心事項である予備部品に対する特別な保護を提供していないことである。

⁵ www.kenyalaw.org を参照のこと

⁶ 2001年ケニア工業所有権法第21条(1)項では、発明とは、技術分野における特定の問題に対する解決策として定義している。

1955年商標法⁷

1955年商標法は、植民地時代から受け継がれているもので、数度改正を繰り返してきた。直近の大幅改正は、TRIPS協定、商標法条約、マドリッド協定及びアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）議定書に準拠させるための取り組みとして、2002年に行われた。同法は、KIPIが管理している。同法は、ケニアにおける商標を管理するための独立機関を設立していない。その代わりに、同法は商標登録官の任命を規定しており、現在、商標登録官の下でKIPIが管理している。同法（1994年改正版）第58条は、商標の侵害に対する刑事制裁（5年以下の懲役又は20万ケニアシリング以下の罰金、又はその併科）を規定している。商標法は、模倣撲滅の目的で特別に制定されたものではなく、そのような目的の規定を有していない。商標登録官は、登録商標の侵害を防止するエンフォースメント権限を有していない。かかる管轄権は、一般裁判所に付与されている。商標登録官は、同法に基づいて模倣品又は海賊版商品に対処することを義務付けられていない。2002年の改訂により、同法の下で刑事罰が導入された。ケニアでの模倣事件のほとんどに登録商標の侵害が伴っている。罰金が懲罰的かつ抑止力であることが重要だが、同法にはこれが反映されていない。

⁷ www.kenyalaw.org を参照のこと

商標登録：要件と手続

ケニアにおける登録要件

- ・ 署名付き委任状
- ・ 地理的商標（文字商標を除く）の場合、JPEGでの商標の図案
- ・ 商標が登録される場合の商品若しくはサービスの詳細、又は既知の場合は種類
- ・ 商標権者の詳細（名称、住所、登録番号）
- ・ 送り状送付先の詳細（名称、住所、収税番号、登録番号）
- ・ 優先権が主張されている場合、優先権文書の認証謄本が出願と同時に提出されていること
- ・ 標章がケニアで使用されているか、使用されていることを意図されているかの申告

ケニアにおける登録手続

- ・ 標章が受理後に官報で公示される
- ・ 公示後の異議申立期間は2ヶ月以内である
- ・ 登録手続は15ヶ月継続する
- ・ 登録は出願日から10年間有効である。
- ・ 商標更新は満了日から3ヶ月以内に行うことができる。商標更新後、保護は更に10年間継続する。
- ・ 登録後5年間の不使用は登録を取消の対象とする

登録はKIPIによって行われる。商標（証明標章以外）がケニアで登録されるためには、商標は以下の基本的特徴の1以上を含むもしくは構成されていなければならない。

- ・ 特別な方法又は特定の方法で代理される会社、個人又は企業の名称
- ・ 登録出願人又はその事業の前任者の署名
- ・ 創作された言葉。かかる言葉は商品の特性又は品質に直接言及してはならず（例えば、最良、完璧などの言葉の使用の回避）、通常の意味に従って、地理的名称

又は姓であってはならない

- ・ その他の特徴的な標章
- ・ 商品／サービスの仕様と共に、標章が登録されることを申し込まれている種類の表示

商標の出願書類は書式TM No.2であり、提出される際に上記の特徴を記載していなければならない。

審査

商標出願は、適切な書類が提出されており、関係書類が正確に掲載されており、必要な手数料が支払済みであることを確認する形式審査を伴う審査の対象となる。その後、審査官は、登録簿に同様の標章又は非常に類似した標章がないことを確認するために調査を行う。同じ出願人による同様の標章が存在する場合、一般的には双方の標章の間に関連付けが要求される。最後に、出願は実体審査の対象となる。すなわち、標章はその特徴に関して審査される。文字、数字、地理的名称、場所の名称、共同体の名称、人間の一般的表現、及びそれぞれの業種に一般的な言葉又は図案は通常否認される。

国際機関のロゴ、エンブレム、旗及び記章は、各機関、又は各機関によって認められた者以外の何人によっても通常登録できない。商品の一般名称も登録できない。その例は、米国で一般名称と宣言されたアセチルサリチル酸の名称としてのアスピリン、コンピュサーブが主張した電子メール、及び魔法瓶の商標としてのサーモスである。

公示

審査官が商標の登録を認めた場合、商標は、利害関係者に登録前の継続中の出願に対する異議を申し立てる機会を認めるために、KIPI公報に公示される。異議申立は、公示日から60日以内に、異議申立申告を提出することによって行われなければならない。出願人は、その反論を提出するようKIPIに求められ、これにより登録官に拘束力ある決定を行うことを義務付ける訴訟手続に類似した手続が開始される。納得しない当事者

は高等裁判所に上訴を行うことができる。

登録

公示日から60日の法定期間の終了後に商標に対して異議が申立てられていない場合又は異議申立に対して出願人に有利な決定が行われている場合、出願は登録され、KIPIは登録証書を発行する。商標の登録日は登録出願の提出日である。

商標登録期間

商標登録は出願提出日から10年間有効であり、更新手数料の支払（現在、国内出願人については4,000ケニアシリング、外国出願人については200米ドル）を条件に満了日からさらに10年間更新することが可能である。

公式登録費

国内出願人—約10,000ケニアシリング

外国出願人—約470米ドル

登録の地域制度及び国際制度

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）制度

商標に関するバンジュル議定書は、出願人が指定するあらゆる加盟国を対象とするARIPOの事務所（現在、ジンバブエのハラレに所在）に1つの商標出願を提出することを規定している。加盟国は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエである。

ARIPO加盟国のうち、バンジュル議定書に批准しているのは、ボツワナ、ナミビア、レソト、スワジランド、マラウイ、タンザニア、ウガンダ及びジンバブエである。ケニアはARIPO加盟国であるが、議定書に批准していない。ジンバブエとボツワナを例

外として、議定書に批准している領域のいずれもARIPO登録を認めるために国内法令を改正していない。ジンバブエに関しては、新法は施行されていない。締約国のほとんどの国内法がARIPO登録を認めていないため、各国で個別の出願を行うことが推奨される。

マドリッド制度

1891年に定められた標章の国際登録に関するマドリッド制度（マドリッド制度）は、マドリッド協定（1891年）及びマドリッド協定議定書（1989年）に基づいて機能している。マドリッド制度は、スイスのジュネーブにある世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局によって運営されている。マドリッド制度は、商標権者に自国の商標局又は地域の商標局に直接1通の出願を提出することのみによって、商標が複数の国（マドリッド制度の加盟国、ケニアは加盟国である）で保護される機会を提供している。

このように登録された国際標章は、同一の標章の出願又は登録が出願人が指定した各国で直接行われた場合と同一の効果を有する。この国際制度は商標のその後の管理を大幅に簡素化する。というのは、単一の手続段階を通じてその後の変更の記録又は登録の更新が可能であるからである。その後に新たな国を指定することが可能である。

費用

手数料を決定する方法は複雑であり、国際事務局は手数料を決定するための手数料計算機を所持している。出願人が少なくとも先進国に属する場合、手数料は標章の性格及び色彩に応じて様々である（10%の割引が認められている）。

ケニアにおける 2001 年著作権法⁸の実施及びエンフォースメント

著作権は法的強制力があり、オリジナル作品を保護するものである。著作権法は、1966年著作権法に端を発し、1975年、1982年、1989年及び2000年の改正が、それを

⁸ www.kenyalaw.org を参照のこと

置き換えた2001年法に累積されている。現行法は、2001年12月31日に大統領の承認を受け、2003年2月1日に施行されたもので、ベルヌ条約及び1995年TRIPS協定、並びに1996年WIPOインターネット諸条約で確立された基準を満たすことに重点を置いている。2001年著作権法は、ケニアにおける著作権のエンフォースメントに適用される主たる制定法である。同法は文学、演劇、芸術、音楽、電子及び音響映像作品の創造者及び出版者の知的立場及び経済的生活を保護している。

同法の顕著な特徴を以下に示す。(a) ケニアにおいて、著作権及び関連する権利の総合的管理及びエンフォースメントを第3条に基づいて義務付けられるケニア著作権委員会 (KCB) の設置、(b) ケニアにおける著作権のある著作物の登録及び共同管理団体の認可、(c) 著作権侵害に対する民事救済及び刑事制裁の両方の規定、並びに著作権法37条に基づくアントンピラー命令に関する特別規定、(d) 著作権侵害対策セキュリティデバイスの導入、並びに著作権検査官及び著作権侵害事件を扱う特別検察官の任命。2003年5月、司法長官はKCBの委員17名を任命した。これら委員は、ソフトウェア、音楽録音プロデューサー産業関係者、録音制作者、著述家、出版者、映画配給会社、実演家、放送局・音響映像産業関係者、著作権及び隣接権の専門家4名、並びに様々な政府機関の代表5名など、公共部門と民間部門から選ばれている。

著作権法は、著作権を保護するために使用される技術的デバイスの無効化や権利管理システムの取り外しなど、模倣及び著作権侵害行為を助長する可能性がある行為への関与を禁止している。著作権法は、文学、音楽著作物、芸術著作物、音響映像著作物、録音物及び放送、並びにコンピュータープログラムを保護している。しかしながら、著作権は、「科学研究、私的利用、批評又は評論を目的とした公正使用、又は出典の許可を条件とした時事問題の報告による」複製、翻訳、翻案、又は一般への配布を規制しない⁹。ケニアにおける著作権侵害に伴う刑罰には、80万ケニアシリング（約1万ドル）以下の罰金、10年以下の懲役及び著作権侵害物の没収などがあるが、知的財産権のエン

⁹ 「ケニアにおける知的財産権 (Intellectual Property Rights in Kenya)」、Professor Mani Wekesa and Dr. Ben Sihanda 編、2009年

フォースメント及びその重要性の理解は不十分である。著作権保護は、司法長官室の下に属する半官半民のKCBの責任である。

著作権法は、同法に規定される犯罪で有罪判決を受けた者が、初犯の場合、40万ケニアシリング以下の罰金若しくは6年以下の懲役、再犯の場合、80万ケニアシリング以下の罰金若しくは10年以下の懲役、又はその併科に処せられると規定している。徴収された罰金は、KCBとKRAの間で折半されることになっている。本規定は、著作権侵害者を起訴するために両機関に報奨金を与えることを意図されていると推定されることができ。しかしながら、現実には、この報奨金制度がうまく機能していないことを示している。というのは、一般的に課される罰金が低すぎ、起訴件数が少なすぎるからである。しかしながら、適切に実施されれば、著作権法の規定はケニアにおける著作権侵害行為を減少させることができる。

種子及び植物品種法¹⁰

1975年に施行されたこの法律は、種子の試験及び検定を規定している。さらに、同法は植物品種の名称目録の作成も規定している。同法は、種子及び植物の新品種の導入に関する制限を課し、種子の輸入を規制する権限を留保している。また、同法は新品種の育種家又は発見者への独占的権利の付与を規定している。同法第28条は、紛争当事者間の上訴を審理し、上訴審判が下されるまでの関連活動の停止又は実施を規定するために、種子及び植物審判所を設置している。

同法の規定の遵守を確保する管理機関は、ケニア植物衛生検疫所（KEPHIS）である。同法は、種子及び植物審判所の設置を規定している。同法は罰則を課さないが、刑事訴訟手続が種子の品種を偽る者に対して開始することができることを認めている。

¹⁰ www.kenyalaw.org を参照のこと

度量衡法¹¹

これは度量衡の使用、製造及び販売に関連する法律を改訂及び強化するための議会制定法である。法令通知1999年第24号のもと、同法は、量及び梱包に関する誤った記述のある物品を販売する人物を違法としている。同法はまた、模倣品及び海賊版に関連する複数の事例において使用されているが、適用はわずかである。

模倣に対する訴訟を起訴するための要件は、どのような訴訟を起こそうとしているかによって様々な種類がある。提訴人が登録商標及び提訴人の商標に混乱を招くほど類似している商標を冠した模倣品を有している場合、提訴人は商標侵害訴訟を模倣者又は模倣品の輸入者及び販売者に対して提起することができる。この訴訟は、ケニア高等裁判所の商法部門に提出されるべきである。以下に示す法律を含む様々な法律に関して、刑事救済が用意されている。

取引表示法（第 505 章）¹²

この法律は現在、ケニアにおける模倣品及び海賊版対策で最も一般的に使用される法律の1つである。同法は、取引の過程で提供される商品／サービスの誤記の禁止、商品価格に関する虚偽表示又は誤解を招く表示の禁止、及び商品に関する情報又は説明が商品に記載又は添付されるか、広告に記載されることを義務付ける権限の付与を目的として可決された。同法は貿易省の度量衡部門によって管理されている。同法は、2002年に抜本的に改正され、違反者に対するより厳しい処罰を規定している。同法は現在のところ、抑止力と懲罰的刑罰（200万ケニアシリング以下の罰金及び2年以下の自由刑）を与えるための唯一の制定法である。取引表示法は、ケニアにおいて模倣品及び海賊版商品の取引に関係する事件の起訴に使用されている。

同法は度量衡部門の職員に対して、次の権限を与えている。

¹¹ www.kenyalaw.org を参照のこと

¹² 同上

- ・ 模倣品が販売又は保管されている敷地への立ち入り
- ・ 該当商品の押収
- ・ 該当商品の輸入者及び販売者の起訴

特定の商品の積荷が、特定の日に名前の分かった船舶によってケニアに到着する可能性が高いという正確かつ信頼しうる情報を度量衡部門が入手した場合、同部門は、模倣品が輸送されているコンテナに対し、荷物を降ろして検査のために開放することを要求できる権限を有する。模倣品が発見された場合、度量衡部門の検査官は、模倣品を押収し、輸入書類において輸入者として記載されている人物又は企業を起訴する。

度量衡部門が検査のためにコンテナの荷卸しを要求できるのは、コンテナの最終目的地がケニアである場合に限る。他国へのトランジット中のコンテナの荷卸し及び検査を命令することはできない。しかしながら、コンテナが他国へのトランジット中の場合、度量衡部門は入手した情報を、同国の担当機関に転送することを試みる。

基準法¹³

この法律は、ケニア基準局（KEBS）に対し、官報に掲載されたケニア規格に準拠しない商品を販売する人物を起訴する権限を与えている。基準検査官は、以下に示す同法第14条のもとの権限を有している。

- ・ 基準仕様が適用される商品があると疑われる場所への立ち入り
- ・ 違法行為が行われたと考える理由がある場合の検査及びテスト用のサンプル取得
- ・ 同法のもとの違法行為に対する訴訟において証拠として必要になりそうだと考える理由を有する商品又は文書の押収及び拘束

¹³ www.kenyalaw.org を参照のこと

関税及び物品税法¹⁴・税関における模倣品対策

関税及び物品税法においては、「禁制品」という用語には模倣品が含まれる。

国境対策が、模倣に対処する際の有用なツールとなっており、税関当局は、KRA（税関部門）を通じて、模倣品及び海賊品との戦いにおける重要な役割を果たしている。

海賊品及び模倣品の削減における税関当局の役割は、国際取引の増加に伴い、より重要なものとなっている。税関職員には模倣品に対処するために、一定の行政権限が与えられている。税関当局は、度量衡法、取引表示法及び税関でそれらの商品を禁止しているその他の有効な法律によって禁じられた商品を押収及び破棄することができる。知的財産法を侵害する商品として、税関職員は、模倣/海賊行為が疑われる商品がケニアに輸入されようとしているという情報を入手した際には、強制捜査を実施しコンテナを開封し、発見した模倣品を押収して担当の裁判所が当該の事項に関する決定を下せるようになるまで留置する権限を有する。

輸入される模倣品の差し止めのために、税関当局は次の項目に関する詳細情報を要求する。

- ・ 商品がケニアに到着する予定の船又は航空機
- ・ 商品の供給源
- ・ 想定される輸入者の名前
- ・ 船又は航空機の予想到着時間

模倣品を押収した税関当局は通常、以下のような命令を発する。

- ・ 模倣品が所定の期間内にケニアから輸出されなければならないこと
- ・ 模倣品が押収された場合に、かかる商品の輸出を確認するための証拠が税関当局に提示されなければならないこと

上記の税関職員が模倣品/海賊版を探索及び押収するための権限は、警察及びその他の執行機関の権限を補足するものである。

¹⁴ www.kenyalaw.org を参照のこと

消費者の保護に関する取組み

2007年消費者保護法案¹⁵

この法案は、総合的消費者保護を提供し、権利を侵害された消費者に法的遡及権を与えるために、消費者保護制度法を制定しようとしている。この法案は、不公正慣行を防止し、不公正慣行から消費者を保護するためにケニアの法律を法典化し、整理統合することを提案し、全ての消費者取引に適用される法的規定を規定している。この法案は、商品又はサービスの購入にインターネットを使用する消費者の保護のための具体的なセーフガードを有し、「インターネット契約」を「テキストベースのインターネット通信によって構成される消費者契約」と定義している。

この法案は、模倣品、低品質品、商品の詐欺的広告及びラベル表示、並びに詐欺的慣行の蔓延に対応したものである。この法案によると、消費者は「個人的目的、家族的目的又は世帯的目的のために行為する個人であり、事業目的で行為する者を含まない。」この法案は、消費者NGO、KEBS、医療団体、農民、企業家、国内薬物濫用撲滅運動、製造企業、及び弁護士代表から構成される消費者保護機関の設置を提案している。

当局は、携帯電話、インターネット及び他の技術メディアを通じて一般社会の疑うことを知らない者たちに伝えられる現在の高いレベルの詐欺的行為のために、重要な問題の1つとして消費者市民教育を向上させる必要がある。

万人にとって依然として規制のない別の分野は、総売上高数十億シリング規模のミネラルウォーター業界である。「ミネラルウォーター」や「天然水」などのそれぞれのラベルには、模倣品と疑われるものでさえ、KEBSのラベルが付いており、誰が詐欺的と思われるラベルを確認し、どの程度頻繁に中味を確認するのか、という疑問を提起している。新たな消費者の権利と擁護文化を効果的に取り入れる能力の構築など、消費者のニーズと利益を保護するための適切な戦略は現在、かつてなく差し迫っている。

¹⁵ www.kenyalaw.org を参照のこと

また、この法案は、タイムシェア契約やインターネット販売契約など、具体的消費者契約を尊重する権利及び義務に関する規定を網羅している。立法された場合、新法は、融資斡旋、信用回復、並びに特定の商品及びサービスなど、特定分野において事前料金を請求することを禁止する。特に、自動車整備業者は行うことを認められていないことに関して請求を行うことを許可されない。最後に、与信契約は全面開示要件を有しており、この法案は賃貸借契約に関して消費者を保護するための手続及び消費者救済のための手続を定めている。

並行輸入対策

並行輸入品は、グレー商品と呼ばれることが多く、国際貿易及び知的財産権の問題に関係している。並行輸入の実施は、ソフトウェア、音楽、印刷物、及び電子製品の場合、支持されていることが多く、とりわけ、以下のような理由から、発生する。

- ・ 1つの商品の異なるバージョンが、異なる市場での販売用に生産されている。
- ・ 企業（製造業者か流通業者を問わない）が、異なる市場で自社商品に異なる統一小売価格を設定している。並行輸入者は通常、ある国からある価格（P1）で商品を購入するが、その価格は第2国の価格（P2）より安い。そして、第2国に商品を輸入し、通常 P1 と P2 の間の価格で商品を販売する。
- ・ 一部の擁護団体は、情報の自由な流れを強化できるとして、並行輸入を支持している。

並行輸入は、異なる司法権において異なる方法で規制されており、国ごとに並行輸入を取り扱う法律には一貫性がない。ベルヌ条約もパリ条約も、並行輸入を明確に禁じてはいない。また、知的財産を支持する者と、並行輸入の合法性に関して批判的な者の間に意見の相違が生じている。ある面では、並行輸入は価格低下及び市場で入手できる商品の選択や消費の拡大につながるため、消費者に恩恵をもたらすものである。一方で、並行輸入によって、新しく革新的な商品への投資を知的財産権所有者が渋ってしまうことや、並行輸入は著作権侵害及び海賊行為を促進しがちであるとする者もいる。

7. 知的財産権に関する政府の保護政策

保護機関及びエンフォースメント機関

模倣品取締機関（ACA）とその役割

ケニアの模倣品取締機関（ACA）は 2008 年法律第 13 号「模倣品模倣品取締法」の成立を受け、2010 年 6 月に業務を開始した。ACA は産業化省の傘下であり、医薬品を含む模倣品取引対策を担っている。2008 年模倣品取締法に基づき、ACA は知的財産権エンフォースメントの主管官庁であり、ケニア著作権委員会（KCB）（著作権を管轄）、ケニア産業財産庁（KIPI）（特許、商標及び企業秘密を管轄）及び薬物毒物委員会（医薬品を管轄）などの他のエンフォースメント機関とその活動を調整し、模倣品取締法に従って模倣品対策を行うことを義務付けられ、ケニアに輸入された模倣品を廃棄し、模倣品取引を行う者を捜査し、逮捕する権限を有する。

ACAの主な職務は以下のものである。

- ・ 模倣行為に関する問題について一般に啓蒙、周知すること
- ・ 模倣品取締法に従ってケニアでの模倣行為、模倣品の売買その他の取引を撲滅すること
- ・ 模倣品対策に関する訓練プログラムを考案、推進すること
- ・ 模倣品対策に関与する国内組織、地域組織又は国際組織と調整すること
- ・ 模倣品取締法の規定又は他の成文法に基づき規定されたその他の業務を行うこと
- ・ 前述の事項の達成に直接的又は間接的に寄与し得るその他の職務を遂行すること

ACA は、模倣品取締法の執行をその目的とする代表委員会によって運営され、日々の運営は代表委員会が任命する常務理事（Executive Director）によって行われる。

また、代表委員会は、模倣品対策において税関職員及び警察官を含む検査官も任命する。検査官は立入、捜索、押収、逮捕及び侵害の疑いがある商品の留置の権限を有し、その職務の遂行において警察と同様の権限を有する。検査官は製造を差し止め、違法な

商品の製造に使用された手段を押収することができる。検査官は容疑者を尋問し、供述を得ることができ、サプライチェーンに関する情報を入手し、建物を封鎖することができる。

なお、他の機関から集められた検査官も模倣品取締検査官として任命される。以下の者は模倣品取締法の目的のために検査官として任命される。

- ・ 委員会の委員
- ・ 警察官
- ・ 権限を有する税関職員
- ・ 貿易開発職員
- ・ 産業開発職員
- ・ 商標・特許審査官
- ・ 種子・植物検査官
- ・ 公衆衛生検査官
- ・ 基準法に基づき任命される検査官
- ・ 度量衡法に基づき任命される検査官
- ・ 著作権法に基づき任命される検査官
- ・ 食品医薬品化学物質法に基づき任命される検査官
- ・ 薬物毒物法に基づき任命される検査官
- ・ 病虫害防除製品法に基づき任命される検査官

2008年模倣品取締法は申立の提出とACAによる請求の取扱いに関する規定を設けている。模倣品取締法は、申立の対象となった商品が明白に模倣品であり、申立適格を有し、商品が保護されており、かつ、知的財産権が存在していることを申立人が証明する必要があると規定している。

その他、同法は模倣品との戦いを促進する以下のイニシアティブを設けている。

- ・ ACAは複数部門の複数の利害関係者から構成される運営委員会を設置して、模倣品撲滅日における「偽物は高くつくー私は本物を買うキャンペーン」など、協

調的かつ持続的な年間模倣品防止啓発キャンペーンを共同出資で行い、指導している。

- ・ ACAは、エンフォースメントにおける協調のための連絡と連携を確立することを目指して、模倣品対策に関係のある又は模倣行為から何らかの影響を受けている官民のさまざまな組織との間で一連の会談を行っている。
- ・ 模倣品対策においてACAが実効的であるために確保されている各種の活動を支援するためには十分な資金が鍵となるため、ACAは、国庫予算配分との資金ギャップを乗り越えるための資金を調達するため、さまざまな開発パートナーと交渉している。

ACAは、その業務と資源配分の指針となる5ヶ年戦略計画策定を先に進めている。また、ACAは東アフリカ共同体地域について模倣品取締法令を調和させるために進められているイニシアティブに積極的にも参加している。ACAは、(a) 啓蒙部 (b) 調査部 (c) エンフォースメント・法律業務部の3つの部門で構成されている。それぞれの業務は以下のとおりである。

1. 啓蒙部

- ・ 一般に流布するための情報・啓蒙資料の作成
- ・ 情報集会を通じた一般の感化
- ・ 主要な利害関係者の訓練及び能力構築
- ・ 地方、国内及び国際的な見本市への参加
- ・ 利害関係者との協力、並びにテーマ協力及びチャンネルの開発

2. 調査部

- ・ ACAの職務にとって実務的に重要な調査の問題／ギャップの特定
- ・ 模倣行為に関係する問題についてのデータの収集、校合及び分析、トレンドの分析、並びに産業化省を含む様々な利害関係者に対する情報の提出

- ・ 模倣行為に関係する問題についての業界及び他の利害関係者との共同調査の実施
- ・ 公表及び発表による調査結果の流布

3. エンフォースメント・法律業務部

- ・ 常務理事に代わっての模倣品取締法に基づく申立の受理（委任業務）
- ・ 模倣品取締法の執行に起因する事件の捜査
- ・ 模倣品であることが疑われる商品の検査、搜索、摘発（レイド）及び押収の実施
- ・ 模倣品取締法に基づく犯人の逮捕、告発、及び訴追
- ・ 全ての模倣品取引を抑制するための定期的な市場監視の実施

ケニア産業財産権機関（KIPI）

この機関は行政的には産業化省の傘下に属する政府機関である。KIPIは2001年産業財産権法の施行により2002年5月2日に設置された。KIPIの職務には、産業財産権の管理、一般への技術情報の提供、ケニアにおける発明及び技術革新の推進、並びに産業財産権に関する訓練の提供などがある。

KIPIは特許、商標及び企業秘密を管轄する。商標法は登録商標及びサービスマークの保護を規定しており、その保護の存続期間は10年間で、更新可能である。商標法は独立した国内特許法を定めており、KIPIは産業財産権の出願と付与を検討する。ただし、知的財産権（著作権、特許権及び商標権）の実際の保護は依然として不十分である。例えば、海賊版の音声映像カセットの販売は蔓延している。また、ビジネスソフトウェア協会（BSA, Business Software Association）によると、違法ソフトウェアの使用が原因となって、主として企業の喪失額は推定で年間350万米ドルとなっている。ケニアは世界貿易機関（WTO）協定上の義務を遵守するために2002年に産業財産権法（KIPA）を制定したが、その施行は依然として不十分である。

ケニア著作権委員会 (KCB)

KCBは2001年法律第12号「著作権法」に基づいて設置された法定機関であり、疑わしい物品の検査、押収及び留置、並びに犯罪の訴追など、全ての許認可活動と協定活動の調整に責任を負っている。KCBは、著作権検査官として委員会に配属された警察捜査官2名から構成される知的財産権エンフォースメント部門を2006年10月に設置した。捜査官が2006年11月に著作権検査官に就任して以降、彼らはいくつかの事件の捜査を完了し、著作権侵害者を裁判所に告発し、有罪とした。著作権法に基づき、検事総長は著作権侵害事件を扱う5名の特別検察官を任命した。また、KCBは、特に音声著作物及び音声映像著作物において、正当な製品の特定に使用する海賊版防止装置を導入した。海賊版防止装置を組み込まないで売買する行為は著作権法に基づく犯罪になる。ただし、不品行が蔓延し十分な職員が不足しているために、その職務を効果的に実行する委員会の能力は阻害されている。

ケニア歳入庁 (KRA) (税関部)

税関当局は模倣品及び海賊版対策において必要な役割を果たしている。水際措置は、国境を越える取引が増加する中模倣品に対処するために役立つツールとなっている。税関職員は、一定の行政措置を取ることが認められており、これを通じて模倣品に対処することができる。税関は度量衡法、取引表示法、及び他の施行されている法律に基づき禁止されている商品を押収し、廃棄することができる。模倣品／海賊版を捜索・押収する税関職員の権限は警察及びその他のエンフォースメント機関の権限を補完している。

ケニア基準局 (KEBS)

KEBS は以下の活動を通じて標準化及び適合性評価サービスを提供する権限を有する。

1. 商工業における標準化の推進
2. 試験・較正施設の提供
3. 標準化マーク使用の管理
4. 標準化における教育業務の実行、基準の履行及び実際の適用の促進

5. 度量衡の国際単位系（SI）の管理と普及

表 4：これまでに取り扱われた模倣品申立案件の例

- 携帯電話
- 簡易温水シャワー
- ソーラーパネル（レーティング／ブランドの改ざん）
- DVD プレーヤー
- 音響／音楽システム
- ラジオ
- プリンター用カートリッジ（再生品）
- 数学セット
- ボールペン
- 自動車用部品など
- ブランド衣料品
- ミネラルウォーター及び果汁飲料
- 米